

復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の

用途の厳格化の徹底について

平成 25 年 7 月 2 日

復興庁
財務省

1. 内容

- (1) 復興関連予算については、本年 1 月 10 日の復興推進会議における「流用等の批判を招くことがないよう、用途の厳格化を行うこと」との総理指示を受け、24 年度補正予算及び 25 年度予算について用途の厳格化を図った。
- (2) 一方、平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度当初予算においては、復興と共に、日本経済の再生という緊急性の観点から、全国向け事業を行う基金が造成された。

昨年 11 月に前政権下で行われた用途の厳格化においては、国から支出済みのものは除かれたため、基金についても、その時点では対象外と整理された。

しかしながら、昨今の我が国の経済状況は、震災直後とは大きく変化しており、また、復興関連予算は被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とするという考え方を踏まえ、これらの基金についても更なる用途の厳格化を行うこととした。具体的には、16 基金 23 事業（国からの予算執行額 11,570 億円）のうち、執行済み及び執行済みと認められるもの(※)を除く 1,428 億円について、

- ① 被災地又は被災者に対する事業に用途を限定すること(412 億円)及び
- ② 基金からの執行を見合わせ、国へ返還すること(1,017 億円)

(※) 既に交付決定済みのもの又は事業の実施について地方議会の議決がなされてきているものなど、実質上執行済みと認められるもの。

2. 基金の執行状況

(単位：億円)

基金設置団体による基金造成額 (国からの予算執行額)	執行済み及び 執行済みと認 められるもの	差引	①被災地/被災 者限定		②返還見込額
	11,570	△10,142	1,428	412	1,017
内閣府	37	△23	14	6	8
文部科学省	189	△179	11	3	7
厚生労働省	2,785	△2,519	267	144	122
農林水産省	1,536	△1,060	476	151	325
経済産業省	5,576	△5,022	554	-	554
国土交通省 環境省	1,446	△1,339	107	107	-

※返還見込額は、平成 25 年 5 月末時点のものであり変動がありうる。また、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

3. 具体的手続

復興庁及び財務省は、平成 25 年 7 月 2 日付けで、基金所管大臣に対し、基金の用途限定、執行見合わせ及び不用残額の国への返還について、基金設置団体に要請するよう通知。

基金所管大臣は基金設置団体に対し、同内容を速やかに要請する予定。

表1 平成20年4月1日時点と25年3月31日時点における所管府省別の基金の状況

(単位：法人、基金、百万円)

所管府省等名	平成20年4月1日時点				25年3月31日時点			
	法人数	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金等相当額)		法人数	基金数	基金保有額 (うち国庫補助金等相当額)	
内閣府	0	0	-	(-)	1	1	178	(178)
外務省	2	2	10,958	(10,958)	2	2	1,134	(1,134)
財務省	1	2	33,667	(19,099)	1	2	5,303	(3,421)
文部科学省	1	1	823	(823)	0	0	-	(-)
厚生労働省	3	3	133,289	(133,289)	4	14	295,063	(295,063)
農林水産省	37	94	609,338	(573,036)	31	65	544,444	(513,591)
経済産業省	15	19	135,180	(118,719)	15	63	1,497,528	(1,486,292)
国土交通省	19	25	123,112	(89,030)	17	28	123,625	(97,472)
環境省	2	5	12,636	(10,213)	2	8	11,290	(8,323)
防衛省	1	1	244	(244)	1	1	254	(254)
合同事業	0	0	-	(-)	3	4	136,692	(136,692)
計	81	152	1,059,251	(955,415)	75	188	2,615,515	(2,542,423)

(注) 経済産業省、国土交通省及び合同事業の基金を保有している基金法人があるため、各所管府省等の法人数を合計しても計欄の法人数と一致しないものがある。

交付団体の積立金残高

- ▶ 平成20年度から23年度にかけて、交付団体の積立金残高(減債基金除く)も約3.3兆円増加。
- ▶ 財政力の最も弱い9県(平成23年度財政力指数が0.3未満の9県)においても、積立金残高は約2,000億円増加。

《全地方団体の積立金残高》



《交付団体の積立金残高》



《財政力指数の最も低い9県の積立金残高》



(※1) 財政力指数は平成23年度時点。基金残高は各年度末決算ベースであり、平成23年度は被災3県のその他基金を除いた額。

(※2) 交付団体の基金残高は、23年度の不交付団体における各年度の基金残高の合計を取り除いて計算。

(※3) 財政力の弱い県の基金残高は23年度の岩手県のその他基金残高を取り除いて計算。

＜参考②＞平成24年度補正予算関連事業の進捗状況のまとめ（執行類型別） （詳細版）

（単位：件）

執行類型	総数	Ⅰ. 着手段階 (公募、交付決定等がなされたもの)			Ⅱ. 実施段階					
		既に着手	6月末までに 着手	6月末までの 累計	実施準備段階			実施段階		
					準備済	6月末までに 着手	6月末までの 累計	実施済	6月末までに 着手	6月末までの 累計
(A) 国から独立行政法人・認可法人等を経由して執行するもの	89	89 (100.0%)	-	89 (100.0%)	86 (96.6%)	2 (2.2%)	88 (98.9%)	76 (85.4%)	7 (7.9%)	83 (93.3%)
(B) 国から民間執行団体等を経由して執行するもの	51	51 (100.0%)	-	51 (100.0%)	49 (96.1%)	0 (0.0%)	49 (96.1%)	47 (92.2%)	2 (3.9%)	49 (96.1%)
(C) 国から地方公共団体を経由して執行するもの	105	104 (99.0%)	1 (1.0%)	105 (100.0%)	-	-	-	61 (59.2%)	-	<u>61</u> <u>(59.2%)</u>
(D) 国が直接民間企業等と契約を行うもの	129	126 (97.7%)	3 (2.3%)	129 (100.0%)	126 (97.7%)	3 (2.3%)	129 (100.0%)	119 (92.2%)	5 (3.9%)	124 (96.1%)
計	374	370 (98.9%)	4 (1.1%)	374 (100.0%)	261 (97.0%)	5 (1.9%)	266 (98.9%)	303 (81.5%)	14 (3.8%)	317 (85.2%)

(注1) 1つの事業で、複数の類型で執行するものについては、重複して計算している。

(注2) C類型（国から地方公共団体を経由して執行するもの）に関しては、既に民間企業等との契約等を済ませた地方公共団体数が、民間企業等との契約等を行う予定の地方公共団体数の50%以上の場合、実施済として計算している。

(注3) 地方公共団体分以外の事業類型において、多数の契約の締結等を行う場合は、代表的な契約等の進捗状況をもって実施済かどうかの判定をしている。

(注4) D類型（国が直接民間企業等と契約を行うもの）の着手段階の値については、実施準備段階の値を記載。

(注5) 「実施準備段階」の合計の数値には、C類型の値は含めていない。

(注6) 「実施段階」の各欄には、実施実績の把握ができない事業（C類型2件）は含めていない。

東京電力への求償額及び東京電力からの支払額

(単位:千円)

区分	東京電力に対する求償額				東京電力からの支払額				求償額	支払額	請求 件数	未払 件数	未払事業例
	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回	第2回	第3回	第4回					
求償又は 支払年月	24年11月	25年2月	25年5月	25年8月	24年12月 25年8月	25年3月 25年6月	25年6月						
除染特別 地域関連	3,834,492	6,420,377	6,154,651	4,128,366	1,726,527	3,240,278	247,380	0	20,537,886	5,214,185	80	58	南相馬市における除染等の措置に必要な事前調査業務等
除染実施 区域関連	2,418,980	0	0	10,517,036	1,521,882	0	0	0	12,936,016	1,521,882	4	3	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の内除染実施計画策定に係る業務等
中間貯蔵 施設関連	104,915	0	0	79,264	0	0	0	0	184,179	0	10	10	除染等の措置の推進に係る詳細地形調査業務等
調査研究・ 技術開発関連	0	825,530	0	281,418	0	0	0	0	1,106,948	0	39	39	除染技術実証事業等
普及啓発関連	1,014,716	0	0	1,588,951	0	0	0	0	2,603,667	0	5	5	東日本大震災に係る除染等に関する広報業務等
その他	249,046	59,331	68,312	2,645,139	0	0	0	0	3,021,828	0	91	91	スクリーニング・除染拠点の運営等業務等
計	7,622,151	7,305,240	6,222,963	19,240,177	3,248,410	3,240,278	247,380	0	40,390,531	6,736,068	229	206	
求償額及び 支払額の合計	40,390,532 (A)				6,736,068 (B)								
未払額	33,654,464 (A) - (B) = (C)				未払率 83.3% (C) / (A)								

平成25年11月25日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 蓮舫 出典元: 環境省

収支比較表 (当社単独)

項目	25年度第2四半期	24年度第2四半期	比較	
	〔平成25年4月1日～〕 〔平成25年9月30日〕 (A) (億円)	〔平成24年4月1日～〕 〔平成24年9月30日〕 (B) (億円)	(A)－(B) (億円)	(A)／(B) (%)
経常収益	(31,265)	(27,723)	(3,541)	(112.8)
電力料	11,662	10,489	1,172	111.2
電力料	17,170	15,442	1,728	111.2
小計	28,833	25,932	2,900	111.2
その他	2,691	2,063	627	130.4
計	31,524	27,996	3,528	112.6
経常費用	1,660	1,843	△ 183	90.1
人件費	13,669	13,465	204	101.5
燃料費	1,216	1,584	△ 367	76.8
修繕費	3,120	2,979	140	104.7
減価償却費	4,704	4,219	485	111.5
購入電力	573	603	△ 29	95.1
支払利息	1,736	1,644	92	105.6
租税公課	248	258	△ 9	96.2
原子力バックエブ費用	3,473	3,289	183	105.6
その他	30,403	29,889	514	101.7
経常損益	1,120	1,893	△ 3,013	-
金準備金	-	△ 47	47	-
原子力発電工事償却準備金	1	2	△ 0	70.2
特別利益	7,382	1,123	6,259	657.1
特別損失	2,526	2,358	167	107.1
税引前四半期純損益	5,975	△ 3,082	9,058	-
法人税等	43	0	43	-
四半期純損益	5,931	△ 3,082	9,014	-

(注) 億円未満を切り捨てて表示しております。

○平成23年度に8件、平成24年度に5件の関係会社との随時契約を、会計検査院から指摘されているが、その業務内容、会社名、契約金額はどのようになっているか？

H23年度 賠償対応業務に係る委託等

業務内容	件数	会社名	金額
コールセンター	1	TEPCO コールアドバイザー	1,637,322千円
事業所の借上げ	1	テゾコシステムズ	460,770千円
自動車リース	1	東電リース	80,150千円
請求書の受付、審査	1	東京レコーポマネージメント	233,054千円
	3	テゾコシステムズ	1,022,987千円
	1	キャリアライズ	698,084千円

H24年度 賠償対応業務に係る委託等

業務内容	件数	会社名	金額
コールセンター	1	TEPCO コールアドバイザー	2,490,709千円
事業所の借上げ	1	テゾコシステムズ	471,449千円
自動車リース	1	東電リース	186,984千円
請求書の受付、審査	0	東京レコーポマネージメント	-
	1	テゾコシステムズ	718,314千円
	1	キャリアライズ	1,401,158千円

政府「特定秘密保護法案」と民主党「特別安全保障秘密適正管理法案等3法案」の比較

民主党「特別安全保障秘密適正管理法案等3法案」のポイント

- 現行制度における外交・国際テロリズムに関する重要情報の管理で不十分な部分に限定し、これを補うために必要最小限の規定を置くが、それ以外の防衛秘密、MDA 特別防衛秘密は、原則現行制度を維持（特別安全保障秘密適正管理法案）。
- 当該行政機関の恣意性を排除するため、**第三者機関（情報適正管理委員会）を設置**しチェックを可能にする（情報適正管理委員会設置法案）。
- **国会への重要情報の提供**は、政令で定めるのではなく、両議院の議長が提供の是非を判断する（国会法改正）。

政府案条文	政府案	民主党案
1条（目的）	● 「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」	● 「外国の政府又は国際機関との情報共有」を目的に追加し、「外交及び国際テロリズム防止」に範囲を限定。 ● 国民の知る権利の保障、報道・取材の自由の尊重を明記
3条（特定秘密の指定）	● 名称：「特定秘密」 ● 特定秘密の定義：「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」	● 名称：「特別安全保障秘密」 ● 防衛秘密、特別防衛秘密は本法案の対象から除外。現行法で対応。（ただし記録については公文書管理法を改正）。 ● 「特別安全保障秘密」の定義：外国の政府等との情報共有を加え、安全保障・国際テロに限定。（特定有害活動、国内テロは対象外とし、「その他」といった表現による曖昧さを排除。） ● 指定禁止事項（違法行為、不作為、過失等）の明記
4条～5条 （指定の有効期間及び解除）	● 30年超の場合、内閣承認で再延長。	● 原則30年。超える場合は委員会の承認を得る。 ● 解除手続きの法定（取扱い業務者が、指定要件を欠く又は指定禁止事項に該当すると思料するときは、委員会に通知する義務。）

10条一イ (特定秘密の国会への提供)	●国会への提供：「知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、・・・」	●国会への提供：別途国会法改正案を提出（現行104条の手続きとは別に、両院の議長・副議長が提供を求めた場合、行政機関は拒否できない規定を新設。） ●国会への指定状況等の報告
12条～18条（適正評価） →（適格性確認）	●行政機関の長による適正評価の実施	●現在関係各行政機関が実施している適格性確認を法的に位置づけ。
14条（苦情の申出）	●行政機関の長に対し苦情の申出。行政機関の長は誠実に処理して申出者に通知。	●情報適正管理委員会に対して苦情の申出。
18条（運用基準）	●政府が基準を定める。 ●基準を定めるには、優れた識見を有する者の意見を聞かなければならない	●運用基準は新設の第三者機関である「情報適正管理委員会」が策定
21条（知る権利、取材行為）		●目的に記載。
22条～26条（罰則）	●10年以下の懲役	●5年以下の懲役 ●取材など情報取得行為は現行の処罰対象を一切広げない。
23条 (管理を害する行為の処罰)	●人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得したものは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。	●全文削除
別表		●防衛、特定有害活動を削除 ●テロリズム→「国際的なテロリズム」に限定。